

2017年度

(平成29年度)

【午前】

建築物衛生行政概論
建築物の環境衛生
空気環境の調整

2017年度問題

問題 1 現在の行政組織に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか。

- (1) 下水道事業の主管官庁は、総務省と環境省である。
- (2) 水質汚濁防止法の主管官庁は、厚生労働省である。
- (3) 労働衛生行政の地方組織としては、都道府県ごとに都道府県労働局がある。
- (4) 保健所には、労働基準監督官が置かれている。
- (5) 建築基準法で規定されている特定行政庁とは、国土交通省である。

問題 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づく特定建築物に該当するかどうかの判断に関する次の文章の 内に入る数値と語句の組合せとして、正しいものはどれか。

ただし、A社、B社、C社相互に関連はない。

A社の事務所 2,000 m²、B社の店舗 600 m²、A社とB社の共用部分小計 200 m²、B社の店舗駐車場 400 m²、C社の倉庫 300 m²である建築物の特定用途に供される部分の延べ面積は ア m²なので、この建築物は特定建築物に該当 イ 。

- | | ア | イ |
|-----|-------|-----|
| (1) | 3,500 | する |
| (2) | 3,200 | する |
| (3) | 3,100 | する |
| (4) | 2,800 | しない |
| (5) | 2,600 | しない |

問題 3 建築物衛生法施行令に掲げられている特定建築物の用途に該当しないものの組合せは、次のうちどれか。

- (1) 博物館と寄宿舎と旅館
- (2) 図書館と遊技場
- (3) 共同住宅と百貨店
- (4) 集会場と旅館と図書館
- (5) 寄宿舎と共同住宅

問題 4 次の建築物のうち、建築物衛生法に基づく特定建築物に該当しないものはどれか。

- (1) 延べ面積が 10,000 m² の高等専門学校
- (2) 延べ面積が 4,000 m² の研修所
- (3) 延べ面積が 9,000 m² の幼保連携型認定こども園
- (4) 延べ面積が 5,000 m² の各種学校
- (5) 延べ面積が 7,000 m² の特別支援学校

問題 5 建築物衛生法に基づく特定建築物の届出に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか。

- (1) 用途の変更により特定建築物に該当しなくなったときは、届出を行う必要がある。
- (2) 届出を行う特定建築物の名称は、建築確認時の名称と同一でなければならない。
- (3) 特定建築物の所有者等は、使用開始された日から 1 年以内に届出を行う。
- (4) 国又は地方公共団体の用に供する特定建築物は、届出を行うことが免除される。
- (5) 特定建築物の届出は、厚生労働大臣あてに行う。

問題 6 建築物衛生法に基づく備え付けておくべき環境衛生上必要な帳簿書類に関する次の文章の 内の語句のうち、誤っているものはいくつあるか。

建築物衛生法第 10 条による帳簿書類の種類については、省令により次の 3 項目が規定されている。

- ① 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びに 廃棄物処理 の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類
- ② 特定建築物の平面図及び断面図並びに当該特定建築物の維持管理に関する設備の 配置及び系統 を明らかにした図面
- ③ その他当該特定建築物の 維持管理 に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類

また、①及び③の帳簿書類は、 10 年間 保存しなければならない。

- (1) 0 個（なし）
- (2) 1 個
- (3) 2 個
- (4) 3 個
- (5) 4 個（すべて）

問題 7 建築物環境衛生管理基準に基づく空気環境の測定方法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 6 カ月以内ごとに 1 回、定期に行う。
- (2) 居室の中央部の床上 75 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置で行う。
- (3) 温度は、午前と午後の測定値の平均を求める。
- (4) 建築物の通常の使用時間中を避けて行う。
- (5) 奇数階又は偶数階ごとに行う。

問題 8 建築物環境衛生管理基準に基づく空気調和設備の病原体汚染を防止するために講ずべき衛生上の措置として、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 冷却塔は、使用開始時及び使用開始後 2 カ月以内ごとに 1 回、定期に汚れの状況の点検と、必要に応じ、冷却塔の清掃及び換水等を行う。
- (2) 空気調和設備内にある排水受けは、使用開始時及び使用開始後 1 カ月以内ごとに 1 回、定期に汚れや閉塞の状況の点検と、必要に応じ、排水受けの清掃を行う。
- (3) 冷却塔及び加湿装置に供給する水を水道法第 4 条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずる。
- (4) 冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を、それぞれ 1 年以内ごとに 1 回、定期に行う。
- (5) 加湿装置は、使用開始時及び使用開始後 1 カ月以内ごとに 1 回、定期に汚れの状況の点検と、必要に応じ、加湿装置の清掃を行う。

問題 9 建築物環境衛生管理基準に基づく雑用水の衛生上の措置等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 水洗便所の用に供する水には、一般細菌が検出されないこと。
- (2) 遊離残留塩素の検査を、7 日以内ごとに 1 回、定期に行うこと。
- (3) 水洗便所の用に供する水の外観に関する基準は、ほとんど無色透明であること。
- (4) 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を、100 万分の 0.1 以上とすること。
- (5) 雑用水の水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずること。

問題 10 建築物衛生法に基づく事業の登録に必要な物的要件に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建築物飲料水水質検査業は、水質検査を適確に行うことができる検査室が必要である。
- (2) 建築物飲料水貯水槽清掃業は、内視鏡、高圧ホース及び洗浄ノズルが機械器具として必要である。
- (3) 建築物排水管清掃業は、機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫が必要である。
- (4) 建築物ねずみ昆虫等防除業は、真空掃除機、防毒マスク及び消火器が機械器具として必要である。
- (5) 建築物空気調和用ダクト清掃業は、電子天びん又は化学天びん、集じん機及び真空掃除機が機械器具として必要である。

問題 11 建築物衛生法施行規則に基づく建築物環境衛生総合管理業に関する次の文章の [] 内に入る語句の組合せとして、正しいものはどれか。

建築物環境衛生総合管理業の業務は、 [ア]，空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる [イ] の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の [ウ] に必要な程度のものである。

- | | ア | イ | ウ |
|-----|---------|--------|------------|
| (1) | 清掃 | 遊離残留塩素 | 衛生的環境の維持管理 |
| (2) | 清掃 | pH 値 | 構造設備の保全管理 |
| (3) | ねずみ等の防除 | 遊離残留塩素 | 衛生的環境の維持管理 |
| (4) | ねずみ等の防除 | pH 値 | 衛生的環境の維持管理 |
| (5) | ねずみ等の防除 | pH 値 | 構造設備の保全管理 |

問題 12 建築物衛生法に基づく都道府県知事等による立入検査に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか。

- (1) 特定建築物の立入検査は、事前に立入検査の日時を通知しなければならない。
- (2) 特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われていないときは、直ちに改善命令を出さなければならない。
- (3) 特定建築物に対する立入検査は、犯罪捜査のために行う。
- (4) 特定建築物の立入検査の職権を行う職員を、環境衛生監視員と称する。
- (5) 特定建築物内にある住居に立ち入る場合、居住者の承諾を得ずに強制的に立入検査をすることができる。

問題 13 建築物衛生法に基づく特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する場合に関する次の文章の [] 内に入る語句の組合せとして、正しいものはどれか。

特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合について、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこなう等環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、都道府県知事は、当該国若しくは地方公共団体の [ア] 者に対し、その旨を通知するとともに、当該維持管理の方法の [イ] べきことを [ウ] することができる。

- | | ア | イ | ウ |
|-----|----------------|----------------|---------|
| (1) | 建築物環境衛生管理技術 | 掲示などにより利用者 | その旨を周知す |
| (2) | 建築物環境衛生管理技術 | 改善その他の必要な措置を採る | 助言 |
| (3) | 建築物環境衛生管理技術 | 改善その他の必要な措置を採る | 命令 |
| (4) | 機関の長又はその委任を受けた | 掲示などにより利用者 | その旨を周知す |
| (5) | 機関の長又はその委任を受けた | 改善その他の必要な措置を採る | 助言 |